

鳥取県告示第 880 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成 18 年 12 月 14 日から 2 週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目 220）において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 12 月 14 日

鳥取県知事 片 山 善 博

路 線 名	区 間	供用開始の期日
鳥取国府岩美線	鳥取市国府町殿字坂ノ上155－1地先から同市国府町楠城字北城戸209－3地先まで	平成18年12月14日